様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年11月28日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）やまなしおーばる  一般事業主の氏名又は名称 株式会社山梨オーバル  （ふりがな）おさだ　ひろし  （法人の場合）代表者の氏名 長田　裕  住所　〒400-0806  山梨県 甲府市 善光寺１丁目２７番２５号  法人番号　6090001001504  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　山梨オーバルDXの取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　山梨オーバルホームページ トップ ＞山梨オーバルDXの取り組み  　https://www.oval.co.jp/yamanashi\_oval/dx-yamanashi/  　①-1　私たちを取り巻く環境とDXへの取り組み  ①-2　デジタル技術を活用した業務効率の改善  ①-3　情報活用による経営基盤の強化 | | 記載内容抜粋 | ①　-1　当社は、オーバルグループの一員として、「持続可能な社会の実現」と「持続的な企業グループの成長」の両立を目指し、現場が抱える多様な課題に対して、センサ技術を中心としたソリューションを提供しています。VUCA時代と呼ばれる不確実性・複雑性の高い現代社会において、データとデジタル技術の活用は企業活動の根幹を支える重要な要素であり、当社もその変化に迅速かつ柔軟に対応してまいります。 工場や生産現場では、省エネ・省人化・安全性向上といった課題が顕在化しており、当社はこれらの課題に対して、IoT化・AI化を支える高精度なセンサや関連機器の提供を通じて、現場の効率化と安心・安全な環境づくりを支援します。さらに、収集したデータを活用したモノづくりの最適化や、柔軟かつ迅速な生産体制の構築にも取り組み、お客様のニーズに即応できる体制を整えています。グループ全体の期待に応えるべく、さらなる挑戦を続け、技術革新と現場力を融合させ、社会と産業の持続的な発展の貢献をめざします。  株式会社オーバルの経営理念「確かな計測技術で、新たな価値を創造し、豊かな社会の実現に貢献します。」のもと、当社は持続可能な社会の実現と企業グループの持続的成長の両立を目指し、DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進し、IoT化・AI化が進む産業界の基盤を支える役割を担います。データやデジタル技術を活用したお客様志向のモノづくりと、俊敏な生産活動を実現し、「流量計及び関連機器、システムの産業メーカー」として、常にお客様にご満足いただける製品の提供に努めてまいります。  また、株式会社オーバルの中期経営計画『Imagination 2028』に基づき、オーバルグループ全体でDX推進に取り組むことで、製造現場における課題を的確に捉え、技術導入や業務プロセスの見直しを通じて生産性の向上と品質の安定化を図るとともに、デジタル技術を活用した新たな価値創出にも挑戦しています。当社は今後も株式会社オーバルとの連携を深め、「時代の先取り、すばやく対応」を合言葉に、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応してまいります。  ①-2　業務プロセスや働き方の変革が求められる今、デジタル技術の活用は企業の競争力を左右する重要な要素です。当社では、よりスマートで柔軟な業務運営を目指し、業務の効率化と意思決定の高度化に取り組んでいます。 具体的には、RPA（Robotic Process Automation）とBIツールによるデータ分析を組み合わせた取り組みを進めています。まず、定型的な事務作業や繰り返し発生する業務に対してRPAを導入し、人的リソースの最適化を図ります。そして、BIツールを活用して、日次の売上データの集計や請求書の発行業務を自動化することで、従業員の作業時間を削減します。これにより、従業員一人ひとりが価値の創出に注力できる環境を整えています。  ①-3　情報の価値を最大限に引き出すには、情報を活用できる人材の育成が欠かせません。当社では、経営基盤の強化を目的に、DXを理解し実践できる人材の育成に注力しています。従業員一人ひとりがDXを理解し、実践できるよう、階層別のDX研修プログラムを拡充します。また、各部門にDX推進リーダーを配置できるようにワークショップや外部講師による専門的なトレーニングを組み合わせた実践的な学習機会を提供し、イノベーションを創出できる人材の育成に力を入れます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年10月度取締役会で決議済 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　山梨オーバルDXの取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　山梨オーバルホームページ トップ ＞山梨オーバルDXの取り組み  　https://www.oval.co.jp/yamanashi\_oval/dx-yamanashi/  　①-1　DXの実現に向けて  ①-2　DXの取り組み施策 | | 記載内容抜粋 | ①　-1　当社では、経営ビジョンおよびビジネスモデルの実現に向けて、データとデジタル技術を活用した業務変革（DX）を段階的に推進しています。  DXの基本方針としては、以下の3つの視点を軸に取り組みを進めています。  01製造工程の最適化とDX推進  製品の品質と生産効率を左右する重要なプロセスである価値を最大限に引き出すために、製造工程のスマート化と最適化を実現し、ものづくりの高度化に貢献します。  02業務プロセスの革新  既存の業務フローを見直し、デジタル技術による自動化・効率化を図ることで、生産性の向上と業務品質の安定化を実現します。  03組織・人材の変革  DXを推進するための人材育成と組織文化の醸成に取り組み、変化に柔軟に対応できる自律的な組織づくりを目指します。  ①-2　当社では、DX戦略の基本方針に基づき、製造業務に関わる各種データを活用した業務変革を段階的に推進していきます。  具体的には、以下のようなデータ活用の取り組みを計画しており、データ活用を支える基盤整備を進めていきます。  01　QRコード活用による作業ミス防止システム  各部材に付されたQRコードを作業者がスキャンすることで、部材の組み合わせ情報を照合し誤った組み合わせが検出された場合には即座にアラートを表示し人的ミスの削減とトレーサビリティの向上を実現。  02　BIツールによるデータの可視化とリアルタイム管理  在庫推移、売上、発注履歴などの業務データをBIツールで可視化し、迅速な意思決定と業務改善を支援します。  03　AIによる需要予測と在庫管理の最適化  過去の販売データ、季節要因、トレンド情報をAIで分析し、精度の高い需要予測を実現。これにより過剰在庫や欠品を防止し、適正在庫の保持と在庫金額の削減を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年10月度取締役会で決議済 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　山梨オーバルDXの取り組み  　DX推進体制と人材育成の取り組み | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進にあたっては、オーバルが主導するDX推進委員会に参画し、グループ全体の方針や施策と協調しながら活動を進めています。これにより、オーバルグループ内の横断的な情報共有や技術的支援を受け、当社に適した形でDXを展開することが可能となっています。  当社では、DX戦略の推進に必要な人材の育成・確保に向けて、以下のような取り組みを行っています。  １　ITスキルの習得支援  業務に必要なITスキルの習得を支援するため、社内での学習環境の整備や、外部研修・資格取得の情報提供を行っていきます。学んだスキルを業務に活かせるよう、社内の業務改善プロジェクトなどに参加し実践力を高めています。  ２　業務プロセスへの段階的なデジタル技術の導入によるITリテラシーの向上  特定の業務プロセスに対して段階的にデジタルツールやデータ活用を導入することで、実務を通じたITリテラシーが自然に向上する環境を整えていきます。例えば、帳票の電子化やデータ入力の自動化など、身近な業務改善から取り組むことで、 社員が自らの業務に関連するDXの意義を理解し、継続的なスキル向上を図ります。  今後も、業務に即した形での人材育成と、実務を通じたスキルの定着を重視しながら、DX推進に必要な体制の強化を図ってまいります。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　山梨オーバルDXの取り組み  　デジタル技術活用のための社内環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　当社では、DX戦略の推進に必要なITシステム環境の整備に向けて、以下のような方策を進めています。業務に即した形でIT環境の整備を進めることで、DX推進に必要な基盤の強化に取り組んでいきます。  １業務システムの見直しと連携強化  既存の生産管理・品質管理・在庫管理などの業務システムについて、必要に応じて機能の見直しや連携強化を行い、業務データの一元管理と活用を推進していきます。これにより、業務の可視化と意思決定の迅速化を支援していきます。  ２段階的なデジタル化の推進  請求書や契約書など紙ベースで運用されていた帳票や記録類の電子化を進め、データベース化することで、情報の検索性や再利用性を高め現場の業務改善とデータ活用の基盤整備を両立させていくことを目指します |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　山梨オーバルDXの取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　山梨オーバルホームページ トップ ＞山梨オーバルDXの取り組み  　https://www.oval.co.jp/yamanashi\_oval/dx-yamanashi/  　DX推進戦略の目標値 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進戦略は、株式会社オーバルの中期経営計画における実行戦略の一つとして位置づけられており、企業全体の成長基盤を支える重要な施策です。株式会社オーバルの基本方針に則り、当社ではDXの各テーマに対して具体的なKGIおよびKPIを設定し、戦略的に取り組んでいます。 特に、従業員一人当たりの収益性の向上をDX推進戦略の主要KPIとして掲げており、これは単なる業務効率化にとどまらず、売上高や営業利益の伸長、売上原価率の改善、企業価値の向上といった他の中期経営計画における目標指標とも密接に連動しています。 このように、DXの推進は単独の施策ではなく、株式会社オーバルの中期経営計画における2つの基本戦略と8つの実行戦略の達成に向けた役割を果たしており、全社的な価値創造の加速に貢献しています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年10月27日 | | 発信方法 | ①　山梨オーバルDXの取り組み  　山梨オーバルホームページ トップ ＞山梨オーバルDXの取り組み  　https://www.oval.co.jp/yamanashi\_oval/dx-yamanashi/  　私たちを取り巻く環境とDXへの取り組み | | 発信内容 | ①　当社は、オーバルグループの一員として、「持続可能な社会の実現」と「持続的な企業グループの成長」の両立を目指し、現場が抱える多様な課題に対して、センサ技術を中心としたソリューションを提供しています。VUCA時代と呼ばれる不確実性・複雑性の高い現代社会において、データとデジタル技術の活用は企業活動の根幹を支える重要な要素であり、当社もその変化に迅速かつ柔軟に対応してまいります。 工場や生産現場では、省エネ・省人化・安全性向上といった課題が顕在化しており、当社はこれらの課題に対して、IoT化・AI化を支える高精度なセンサや関連機器の提供を通じて、現場の効率化と安心・安全な環境づくりを支援します。さらに、収集したデータを活用したモノづくりの最適化や、柔軟かつ迅速な生産体制の構築にも取り組み、お客様のニーズに即応できる体制を整えています。グループ全体の期待に応えるべく、さらなる挑戦を続け、技術革新と現場力を融合させ、社会と産業の持続的な発展の貢献をめざします。  株式会社オーバルの経営理念「確かな計測技術で、新たな価値を創造し、豊かな社会の実現に貢献します。」のもと、当社は持続可能な社会の実現と企業グループの持続的成長の両立を目指し、DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進し、IoT化・AI化が進む産業界の基盤を支える役割を担います。データやデジタル技術を活用したお客様志向のモノづくりと、俊敏な生産活動を実現し、「流量計及び関連機器、システムの産業メーカー」として、常にお客様にご満足いただける製品の提供に努めてまいります。  また、株式会社オーバルの中期経営計画『Imagination 2028』に基づき、オーバルグループ全体でDX推進に取り組むことで、製造現場における課題を的確に捉え、技術導入や業務プロセスの見直しを通じて生産性の向上と品質の安定化を図るとともに、デジタル技術を活用した新たな価値創出にも挑戦しています。当社は今後も株式会社オーバルとの連携を深め、「時代の先取り、すばやく対応」を合言葉に、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。